

## 派遣社会教育主事制度

市町村の社会教育指導体制の整備充実(社会教育主事未設置市町村の解消及び複数設置の促進)を図るため、都道府県が都道府県教育委員会の職員の身分を有する社会教育主事を、市町村の求めに応じて市町村教育委員会事務局に派遣する制度。

## 財政的措置の経緯

昭和49年度 給与費補助による都道府県に対する国庫補助制度開始  
 昭和60年度 交付金制度に改正し、「社会教育指導事業交付金」により、必要経費の一部を交付  
 →平成9年度限りで「社会教育指導事業交付金」廃止  
 平成10年度 一般財源化し、地方交付税にて措置

## 国の財政支援があった当時の仕組み

- ・都道府県と市町村の間の契約を根拠とする制度
- ・都道府県と市町村の役割分担は両者の協定のもと、以下のようになっている

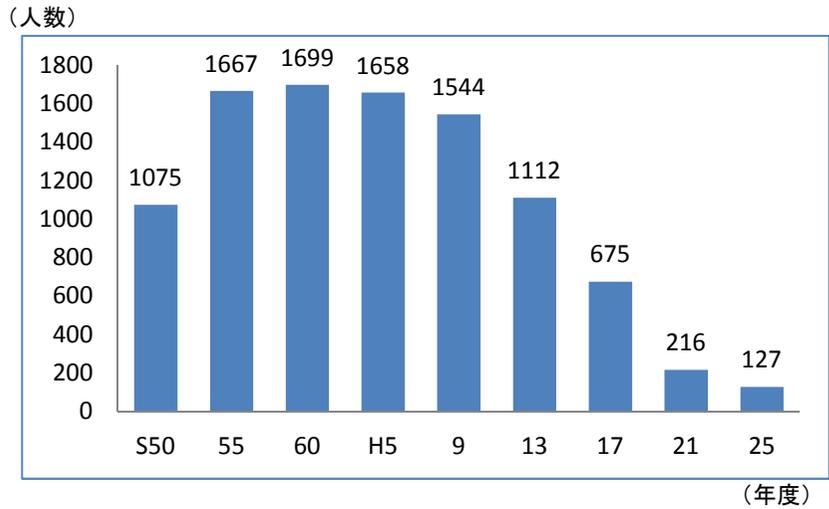
都道府県	市町村
○身分は都道府県職員の身分と、市町村職員の身分を併せもつ	
○給与及び手当の各種支給	○旅費、時間外勤務手当の支給
○分限及び懲戒	○サービスの監督

→ 一般財源化後は、上記の仕組みを元に、各自治体の実情に応じた仕組みで実施している

## 現在、同様の制度を有する道府県

北海道 青森 岩手 宮城 秋田 群馬 富山 福井 京都 兵庫  
 島根 山口 計12道府県

## 派遣社会教育主事の人数の推移



(出典)教育行政調査 1

## 交付金の目的

都道府県が実施する社会教育指導者の養成、確保、資質の向上等に関する事業に要する経費の財源に充てるため、その一部を交付することにより、社会教育指導体制の総合的な整備充実を図ることを目的とする。

## 交付金対象事業

### (1)社会教育主事派遣事業

～ 都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の求めに応じて、社会教育主事を派遣する事業

### (2)社会体育指導者派遣事業

～ 都道府県教育委員会が、市町村教育委員会の求めに応じて、社会体育指導者(スポーツ担当社会教育主事)を派遣する事業

### (3)社会教育指導者研修事業

～ 都道府県・指定都市教育委員会が、社会教育主事・青少年団体・婦人教育・PTA・視聴覚教育等の社会教育指導者を対象にその資質向上を図るために行う事業

## 予算額等の推移

昭和60～平成4年度 予算額 3,091百万円

積算内訳【単価483万円×負担率4/10×1,600人(うちスポーツ担当600人)】

平成5年度 予算額 3,060百万円(対前年度比△1%)

平成6年度 予算額 3,030百万円(対前年度比△1%)

平成7年度 予算額 2,999百万円(対前年度比△1%)

平成8年度 予算額 2,250百万円(負担率4/10→3/10)

平成9年度 予算額 1,125百万円(負担率3/10→1.5/10) →「社会教育指導事業交付金」廃止。

※ 予算額は、「社会教育指導事業交付金」のうち、「社会教育主事派遣事業」、「社会体育指導者派遣事業」の合計額

# 社会教育主事制度に関する基礎資料

# 社会教育主事制度の概要

## 1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。

主な職務内容として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

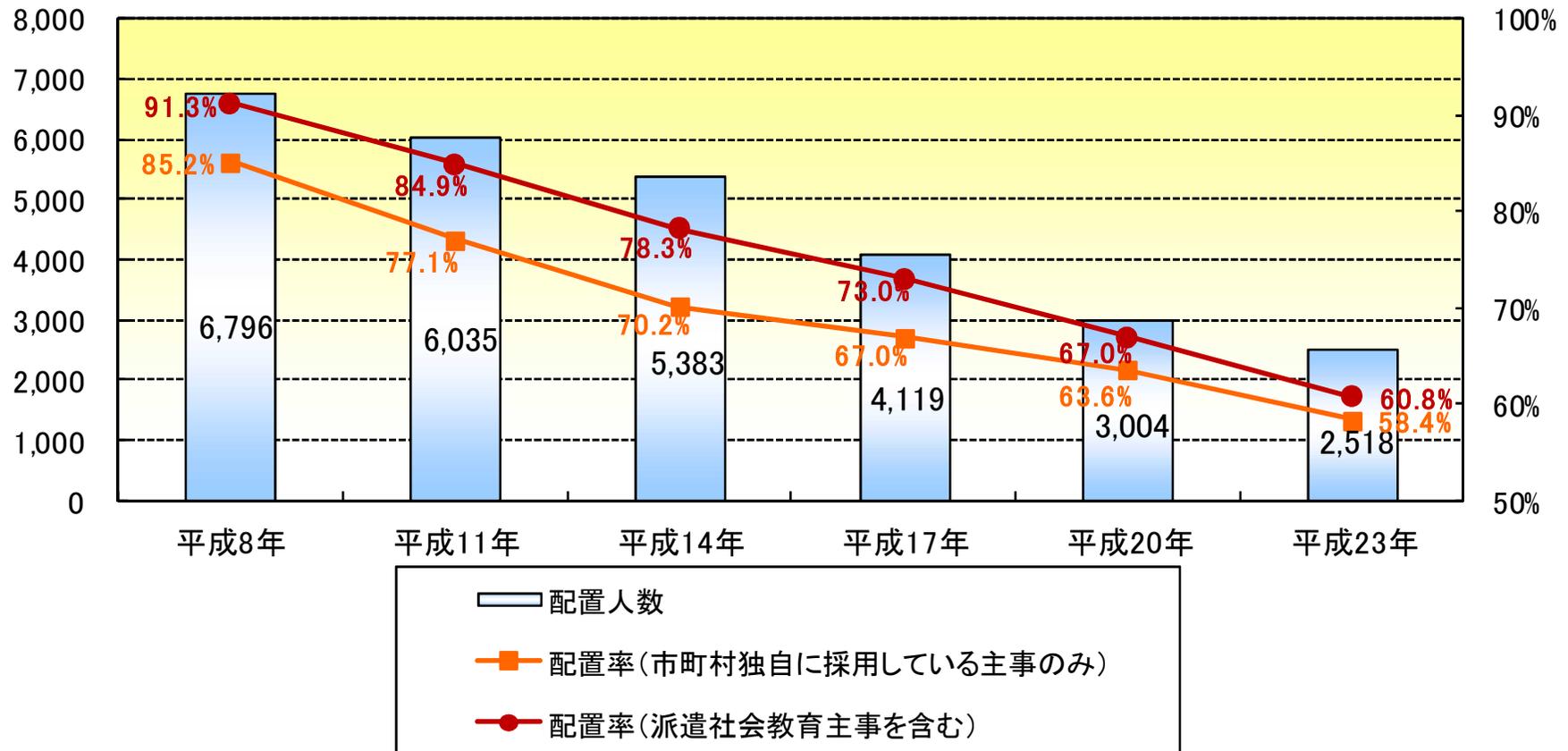
## 2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

# 社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下。

## 教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



(出典)社会教育調査

## 人口規模別社会教育主事の配置状況(市町村)

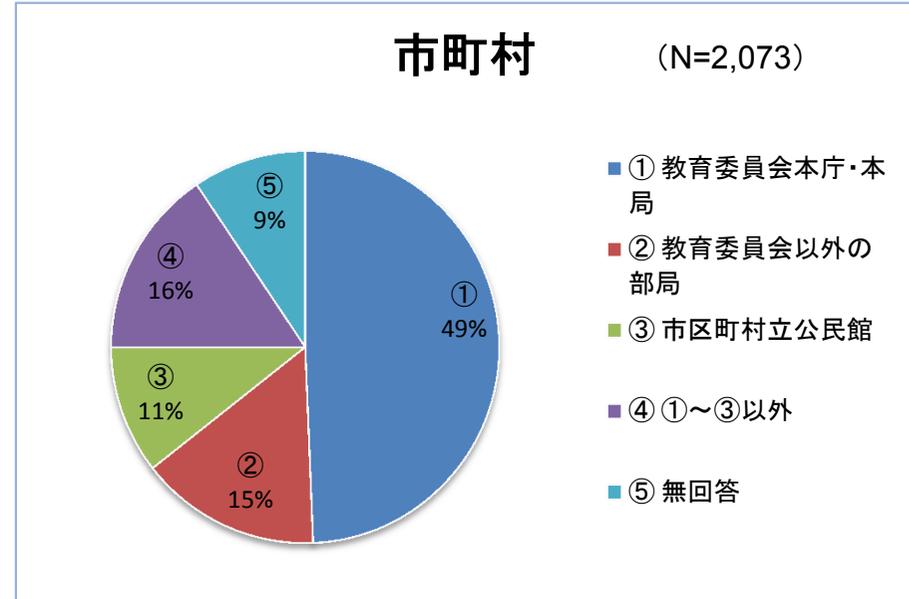
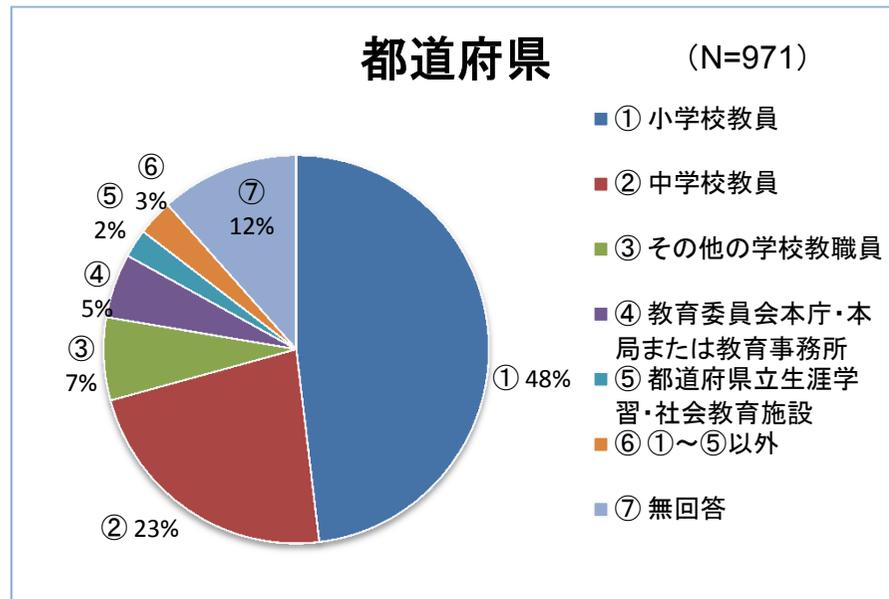
人口規模が小さくなるほど、社会教育主事の配置率は低い。

区分	教育委員会数	社会教育主事を置く市町村数	配置率
総数	1,737	821	47.3%
人口50万人以上	34	22	64.7%
30万人以上～50万人未満	49	29	59.2%
5万人以上～30万人未満	474	258	54.4%
1万5千人以上～5万人未満	547	255	46.6%
1万5千人未満	633	257	40.6%

# 社会教育主事の前職

都道府県の社教主事は教員出身者、市町村の社教主事は行政出身者が多い。

## 社会教育主事として初めて発令される直前の勤務・所属先



**学校（教員） 78%**  
 うち小学校 48%  
 中学校 23%  
 その他 7%

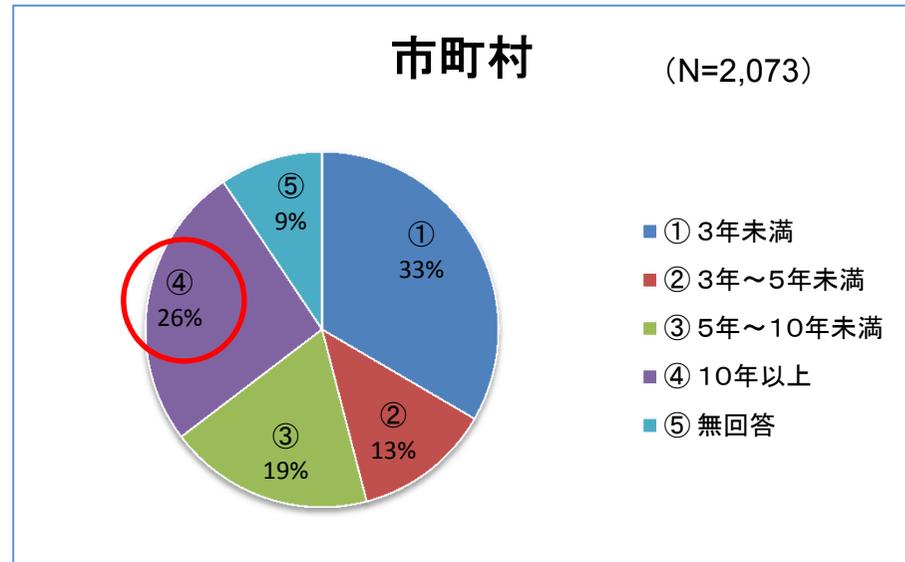
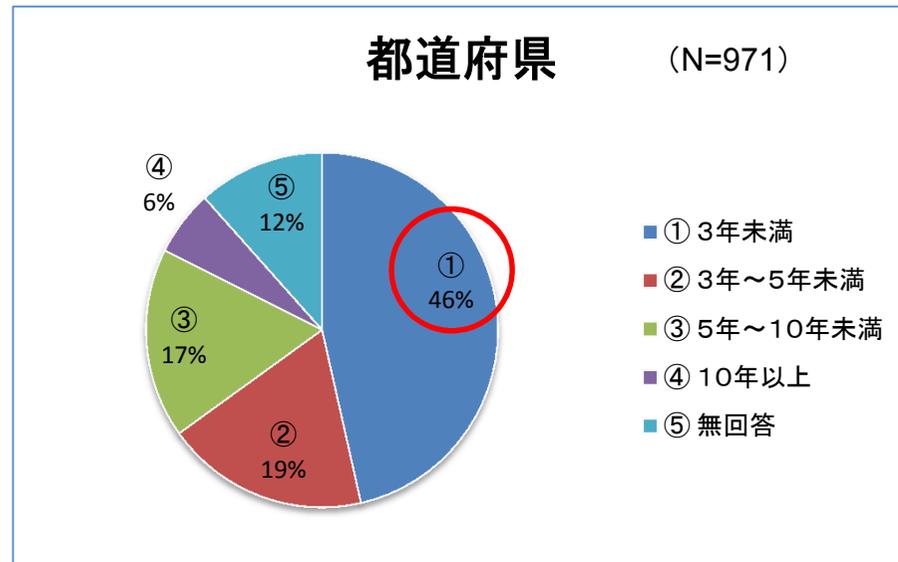
**教育委員会＋首長部局 64%**  
 うち教育委員会 49%  
 首長部局 15%

(出典)平成25・26年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業  
 『社会教育指導者に関する調査研究報告書』(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

# 社会教育専門職員の勤続年数の状況①

社会教育主事の通算勤続年数は、都道府県では「3年未満」が半数近く、市町村では「10年以上」が26%と、市町村の社会教育主事の勤続年数が長い傾向がある。

## 社会教育主事としての通算勤務年数



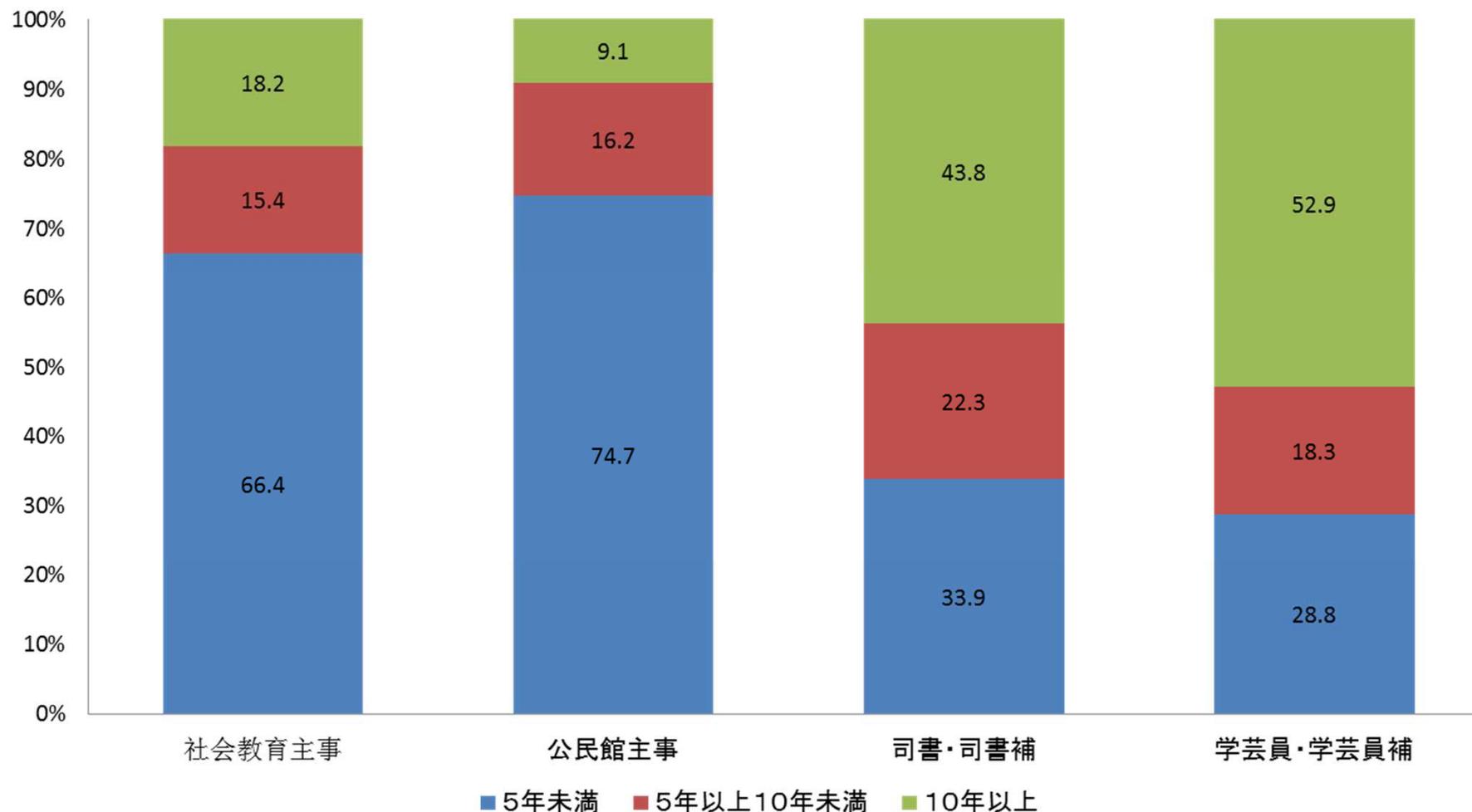
**3年未満 46%**  
3年～5年未満 19%  
5年～10年未満 17%  
10年以上 6%

**3年未満 33%**  
3年～5年未満 13%  
5年～10年未満 19%  
10年以上 26%

(出典)平成25・26年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業  
『社会教育指導者に関する調査研究報告書』(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

## 社会教育専門職員の勤続年数の状況②

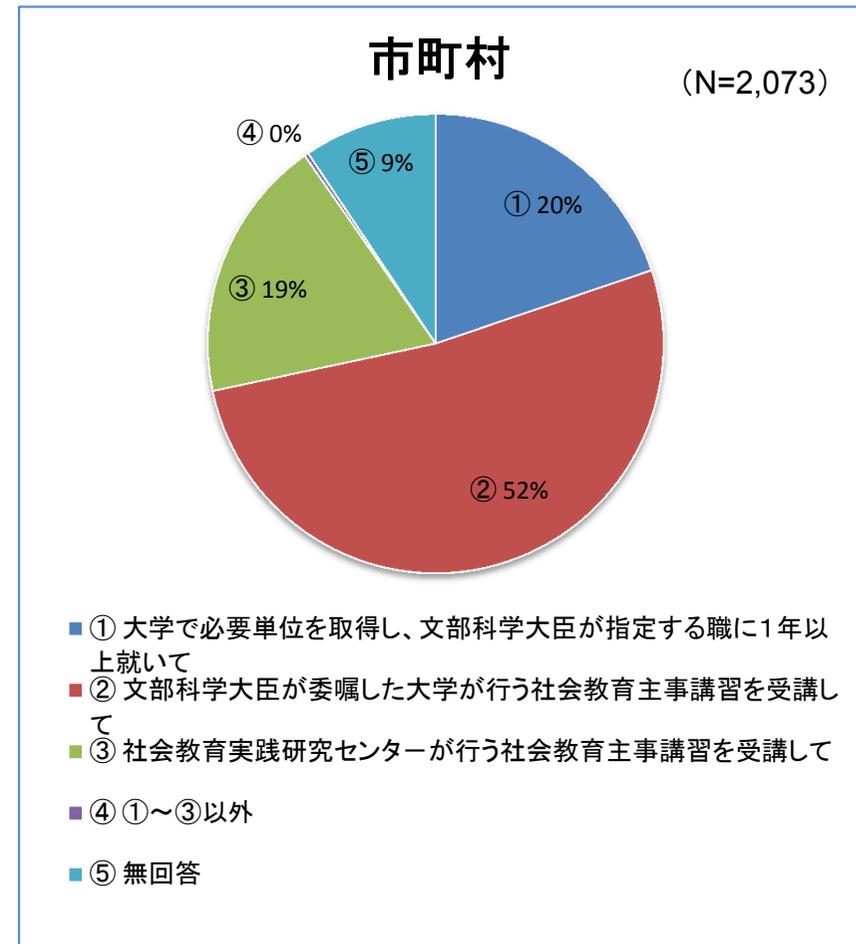
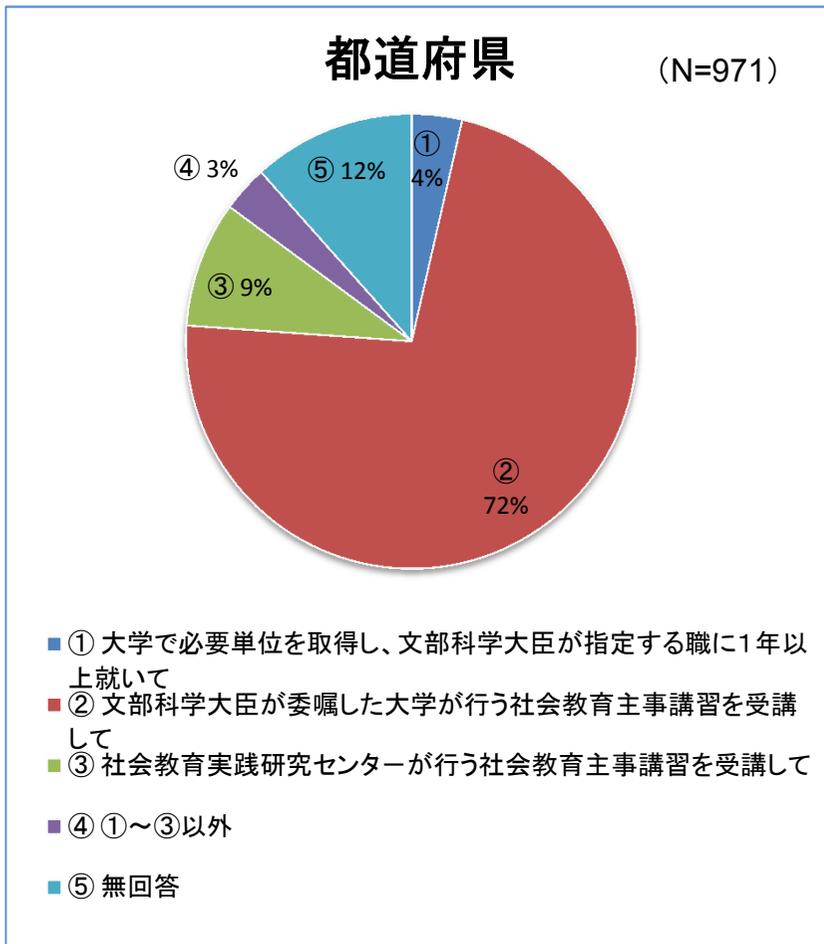
司書・司書補、学芸員・学芸員補と比較して、社会教育主事及び公民館主事の勤続年数は短くなる傾向がある。



# 社会教育主事の資格取得

大学での社教主事講習を受講して資格を取得する者が多い。都道府県では7割にのぼる。

## 社会教育主事となる資格の取得方法

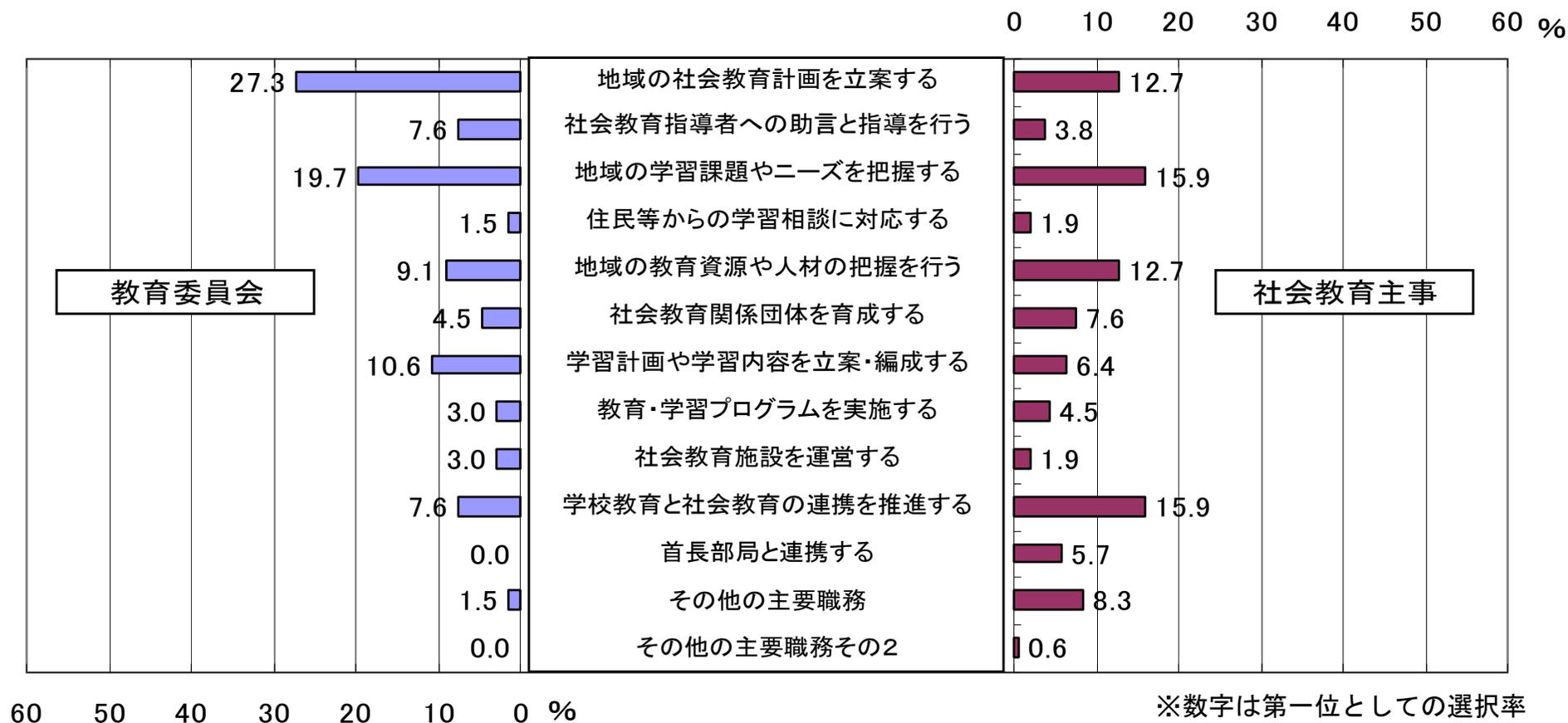


(出典) 平成25・26年度社会教育活動の実態に関する基本調査事業  
『社会教育指導者に関する調査研究報告書』(国立教育政策研究所社会教育実践研究センター)

# 社会教育に対する教育委員会・社会教育主事等の意識

○社会教育主事の「今後の実務上の重要度」についての認識【教育委員会—社会教育主事】

社会教育主事と教育委員会の認識の差が顕著な職務は「地域の社会教育計画立案」で、教育委員会では27.3%と最も高いが、社会教育主事では12.7%にとどまり、「地域の学習課題やニーズ把握」、「学校教育と社会教育との連携」の方が重視されている。また、首長部局との連携はあまり意識されていない。



(出典) 平成22年度「社会教育指導者の職務に関する調査研究」

## 社会教育主事有資格者の活用状況

ほとんどの自治体で、有資格者の活用はすすんでいない。

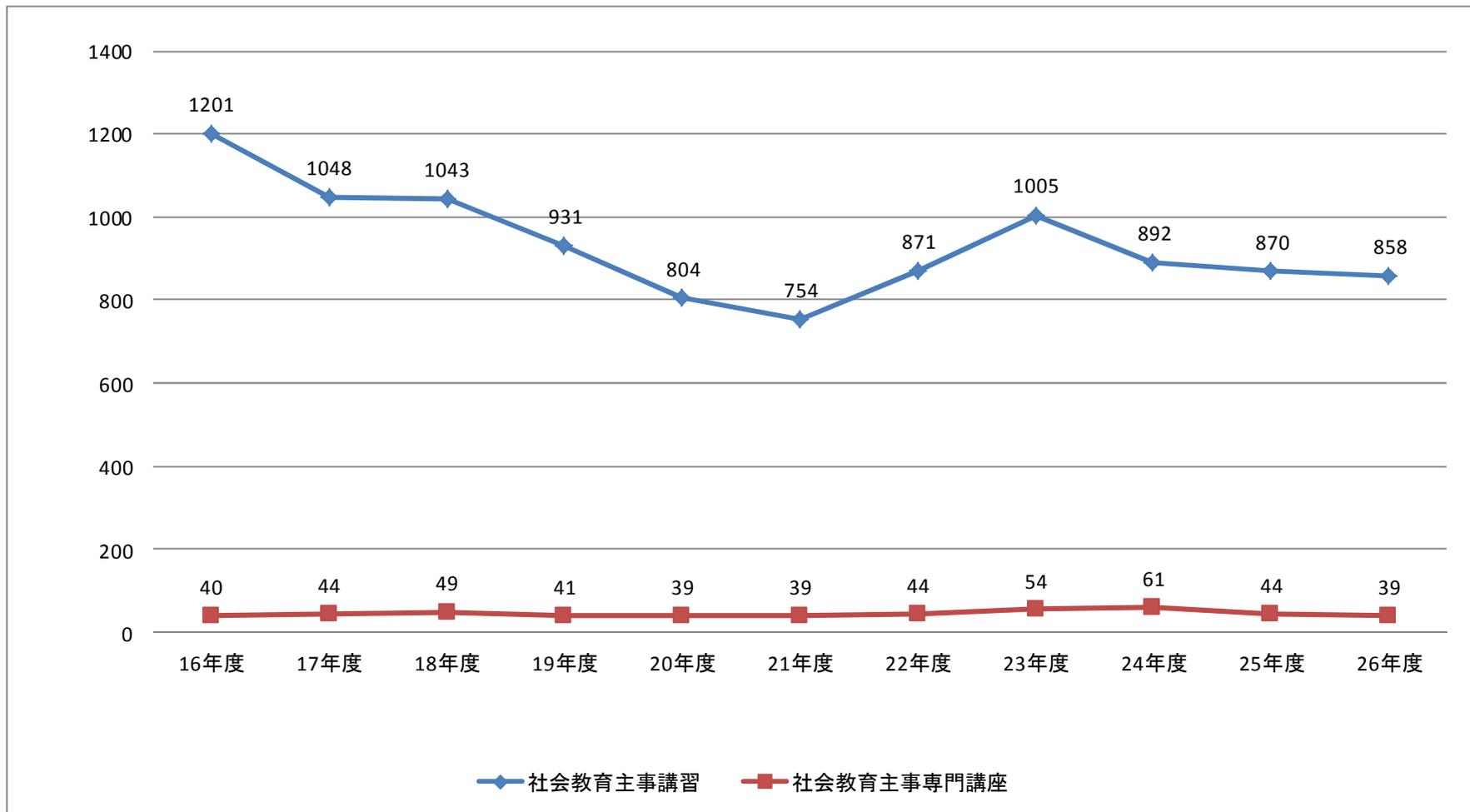
### 有資格者のうち未発令者を活用する工夫や仕組みの有無

	都道府県 (N=47)		市区町村 (N=1,018)	
	回答数	回答率	回答数	回答率
ある	9	19.1%	79	7.8%
予定・検討中	3	6.4%	19	1.9%
過去にはあった	3	6.4%	33	3.2%
現在も過去にも無い	32	68.1%	880	86.4%
無回答	0	0.0%	7	0.7%
全体	47	100.0%	1,018	100.0%

(出典) 平成22年度社会教育の実態に関する基本調査事業  
『社会教育主事の養成と活用・キャリアの実態に関する調査報告書』

# 文部科学省が実施する研修事業の受講者数

社会教育主事講習(資格要件)の受講者数は近年やや減少傾向。  
社会教育主事専門講座(資質向上)の受講者数は横ばい。



(文部科学省調べ)